

○厚生省告示第百二十一号

医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法施行令(昭和五十四年政令第二百六十八号)第二条第三項の規定に基づき、医薬品副作用被害救済・研究振興基金法施行令第二条第三項の規定による医療に要した費用の額の算定方法(昭和五十九年九月厚生省告示第百六十九号)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。
平成十二年三月三十日

厚生大臣 丹羽 雄哉

題名中「医薬品副作用被害救済・研究振興基金法施行令」を「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法施行令」に改める。
本則中「別表第一」を「別表」に改め、「もの」の下に「(二号)に規定する者を除く。」を加え、「医薬品副作用被害救済・研究振興基金法」を「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法」に改め、本則を本則第一号とし、本則に次の一号を加える。

二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定により医療に関する給付を受ける者に係る医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法第二十八条第一項第一号の規定により医療費の支給を受ける者について行われる医療に要した費用の額の算定方法は、介護保険法の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例による。

○厚生省告示第百二十二号
戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第十四条第二項(同法第二十条第三項において準用する場合を含む)の規定に基づき、戦傷病者特別援護法第十四条第二項の規定による診療方針及び診療報酬(昭和五十八年一月厚生省告示第三十五号)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。
平成十二年三月三十日

「別表第一」を「別表」に改める。
○厚生省告示第百二十三号
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第百二十七条第三項第一号及び第百四十五条第三項第一号、指定介護老人福祉施設(人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)第九条第三項第一号、介護老人保健施設(人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第十一条第三項第一号並びに指定介護療養型医療施設(人員、設

備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第十二条第三項第一号の規定に基づき、厚生大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。ただし、平成十二年三月三十一日において現にその定員が三人又は四人である病室について特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を受けている病院又は診療所の当該病室については、当分の間、第二号イ及び第五号イ中「一人又は二人」とあるのは「四人以下」とし、平成十二年三月三十一日において現に特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を受けている病院又は診療所であつて第二号ロ及び第五号ロに掲げる基準を満たさないものについては、平成十五年三月三十一日までの間、これらの規定は適用しないものとし、平成十二年三月三十一日において現に特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を受けている介護老人保健施設、病院又は診療所の療養室等であつて第二号ハ及び第四号ハに掲げる基準を満たさないものについては、当分の間、これらの規定は適用しないものとする。
平成十二年三月三十日

厚生大臣 丹羽 雄哉

厚生大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準
一 指定短期入所生活介護事業者による利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準
イ 特別な居室の定員が、一人又は二人であること。
ロ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)以下「指定居宅サービス基準」という。第百二十一條第二項の規定の適用を受けない指定短期入所生活介護事業所であつては、当該事業所の特別な居室の定員の合計数を介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)以下「施行規則」という。第百二十一條の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程(以下この号において「運営規程」という。)に定められている利用定員で除いて得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。

ハ 指定居宅サービス基準第百二十一條第二項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所にあつては、同項の規定の適用を受ける特別な居室の定員の

合計数を施行規則第百二十一條の規定に基づき都道府県知事に提出した特別な居室老人ホームの入所定員で除いて得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。
二 特別な居室の利用者一人当たりの床面積が、十・六五平方メートル以上であること。
ホ 特別な居室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けるのにふさわしいものであること。
ト 特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。
二 指定短期入所療養介護事業者による利用者が選定する特別な療養室等の提供に係る基準
イ 特別な療養室等の定員が、一人又は二人であること。
ロ 当該指定短期入所療養介護事業所の特別な療養室等の定員の合計数を施行規則第百二十二條の規定に基づき都道府県知事に提出した入所者の定員で除いて得た数が、おおむね百分の五十(国が開設する病院又は診療所であるものにあつては百分の三十)を超えないこと。
ハ 特別な療養室等の利用者一人当たりの床面積が、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては八平方メートル以上、病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては六・四平方メートル以上であること。
二 特別な療養室等の施設、設備等が、利用料のほかに特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けるのにふさわしいものであること。
ホ 特別な療養室等の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択に基づいて行われるものでないこと。
ヘ 特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、施行規則第百二十二條の規定に基づき提出した運営規程に定められていること。

三 指定介護老人福祉施設による入所者が選定する特別な居室の提供に係る基準
イ 特別な居室の定員が、一人又は二人であること。
ロ 当該指定介護老人福祉施設の特別な居室の定員の合計数を施行規則第百三十四條の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程(以下この号において「運営規程」という。)に定められている入所定員で除いて得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。
ハ 特別な居室の入所者一人当たりの床面積が、十・六五平方メートル以上であること。
二 特別な居室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入所者から受けるのにふさわしいものであること。
ホ 特別な居室の提供が、入所者への情報提供を前提として入所者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。
ヘ 特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

四 介護老人保健施設による入所者が選定する特別な療養室の提供に係る基準
イ 特別な療養室の定員が、一人又は二人であること。
ロ 当該介護老人保健施設の特別な療養室の定員の合計数を施行規則第百三十六條第一項の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程(以下この号において「運営規程」という。)に定められている入所定員で除いて得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。
ハ 特別な療養室の入所者一人当たりの床面積が、八平方メートル以上であること。
二 特別な療養室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入所者から受けるのにふさわしいものであること。
ホ 特別な療養室の提供が、入所者への情報提供を前提として入所者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。
ヘ 特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

二 特別な居室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けるのにふさわしいものであること。
ト 特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。
二 指定短期入所療養介護事業者による利用者が選定する特別な療養室等の提供に係る基準
イ 特別な療養室等の定員が、一人又は二人であること。
ロ 当該指定短期入所療養介護事業所の特別な療養室等の定員の合計数を施行規則第百二十二條の規定に基づき都道府県知事に提出した入所者の定員で除いて得た数が、おおむね百分の五十(国が開設する病院又は診療所であるものにあつては百分の三十)を超えないこと。
ハ 特別な療養室等の利用者一人当たりの床面積が、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては八平方メートル以上、病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては六・四平方メートル以上であること。
二 特別な療養室等の施設、設備等が、利用料のほかに特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けるのにふさわしいものであること。
ホ 特別な療養室等の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択に基づいて行われるものでないこと。
ヘ 特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、施行規則第百二十二條の規定に基づき提出した運営規程に定められていること。

五 指定介護療養型医療施設による入院患者が選定する特別な病室の提供に係る基準
 イ 特別な病室の定員が、一人又は二人であること。
 ロ 当該指定介護療養型医療施設の特別な病室の定員の合計数を施行規則第三十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程（以下この号において「運営規程」という。）に定められている入院患者の定員で除して得た数が、おおむね百分の五十（国が開設する病院又は診療所であるものにあつては百分の二十、地方公共団体が開設する病院又は診療所であるものにあつては百分の三十）を超えないこと。

ハ 特別な病室の入院患者一人当たりの床面積が、六・四平方メートル以上であること。
 ニ 特別な病室の施設、設備等が、利用料のほかに特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入院患者から受けるのにふさわしいものであること。

ホ 特別な病室の提供が、入院患者への情報提供を前提として、入院患者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。
 ヘ 特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

○厚生省告示第百二十四号
 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百四十八条第五号及び指定介護療養型医療施設に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第十六条第五号の規定に基づき、厚生大臣が定める療法等を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

厚生大臣 丹羽 雄哉
 指定短期入所療養介護事業所（介護老人保健施設であるものを除く。）又は指定介護療養型医療施設に係る厚生大臣が定める療法等は、厚生大臣の定める療法等（平成八年三月厚生省告示第二十五号）に定める療法等とする。

○厚生省告示第百二十五号
 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百四十八条第六号、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第十五条第六号及び指定介護療養型医療施設に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第十六条第六号の規定に基づき、指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の医師の使用医薬品を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

厚生大臣 丹羽 雄哉
 指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の医師の使用医薬品の使用医薬品
 保険医及び保険薬剤師の使用医薬品（平成十年三月厚生省告示第九号）に定める使用医薬品
 ○厚生省告示第百二十六号
 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の二第三項第七号の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の二第三項第七号の規定に基づき厚生大臣が指定する資産の譲渡等を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十日
 厚生大臣 丹羽 雄哉

○厚生省告示第百二十七号
 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の三第五号の規定に基づき、平成三年六月厚生省告示第百二十九号（消費税法施行令第十四条の二第五号の規定に基づき、厚生大臣が指定する資産の譲渡等を定める件）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十日
 厚生大臣 丹羽 雄哉

○厚生省告示第百二十八号
 国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）第二条の三の規定に基づき、平成十二年度の調整金額の算定に係る厚生大臣が定める率を次のように定める。

平成十二年三月三十日
 厚生大臣 丹羽 雄哉

○厚生省告示第百二十九号
 社会保険事務所の名称、位置、所管区域及び事務取扱の範囲（昭和三十五年七月厚生省告示第二〇号）を「別表第一第七号イ」を「別表第一第七号ロ」に改める。

○厚生省告示第百三十号
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の九第八項において準用する同法第二十一条の規定に基づき、指定療育機関医療担当規程（昭和三十四年九月厚生省告示二百六十号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十日
 厚生大臣 丹羽 雄哉

○厚生省告示第百三十一号
 平成十二年年度の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による保険者の拠出金の額の算定に關して、老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（昭和六十二年厚生省令第六号）第十一條第一項に規定する全保険者平均老人加入率及び同令第十五條において準用する同令第十一條第一項に規定する全保険者平均老人加入率並びに介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十八條の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二十四條の規定による改正前の老人保健法第四十八條第一項に規定する老人保健施設療養費等（以下「老人保健施設療養費等」という。）及び老人保健施設療養費等確定率（同法第五十五條第二項に規定する老人保健施設療養費等確定率をいう。）及び老人保健施設療養費等確定率（同法第五十六條第二項に規定する老人保健施設療養費等確定率をいう。）は次のとおりであるので、同令第十八條第二項及び介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令（平成十一年厚生省令第九十一号）附則第二十四條の規定により公示する。

区	分	率又は額
老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（昭和六十二年厚生省令第六号）以下「省令」という。）第十一條第一項に規定する全保険者平均老人加入率見込値		〇・一六〇八一九二
省令第十五條において準用する省令第十一條第一項に規定する全保険者平均老人加入率		〇・一〇八〇九九八五
介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十八條の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二十四條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）以下「旧老健法」という。）第四十八條第一項に規定する老人保健施設療養費等（以下「旧老人保健施設療養費等」という。）に要する費用に係る老人保健施設療養費等概算率（旧老健法第五十五條第二項に規定する老人保健施設療養費等概算率をいう。）		五〇・〇一六一〇一八四五八六五
旧老人保健施設療養費等に要する費用に係る老人保健施設療養費等確定率（旧老健法第五十六條第二項に規定する老人保健施設療養費等確定率をいう。）		八〇・一五八六四四二二四三一

厚生大臣 丹羽 雄哉

次の題名を付する。
 消費税法施行令第十四条の三第五号の規定に基づき厚生大臣が指定する資産の譲渡等「別表第一第七号イ」を「別表第一第七号ロ」に改める。

○厚生省告示第百二十八号
 国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）第二条の三の規定に基づき、平成十二年度の調整金額の算定に係る厚生大臣が定める率を次のように定める。

○厚生省告示第百二十九号
 社会保険事務所の名称、位置、所管区域及び事務取扱の範囲（昭和三十五年七月厚生省告示第二〇号）を「別表第一第七号イ」を「別表第一第七号ロ」に改める。

○厚生省告示第百三十号
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の九第八項において準用する同法第二十一条の規定に基づき、指定療育機関医療担当規程（昭和三十四年九月厚生省告示二百六十号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

○厚生省告示第百三十一号
 平成十二年年度の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による保険者の拠出金の額の算定に關して、老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（昭和六十二年厚生省令第六号）第十一條第一項に規定する全保険者平均老人加入率及び同令第十五條において準用する同令第十一條第一項に規定する全保険者平均老人加入率並びに介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十八條の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二十四條の規定による改正前の老人保健法第四十八條第一項に規定する老人保健施設療養費等（以下「老人保健施設療養費等」という。）及び老人保健施設療養費等確定率（同法第五十五條第二項に規定する老人保健施設療養費等確定率をいう。）及び老人保健施設療養費等確定率（同法第五十六條第二項に規定する老人保健施設療養費等確定率をいう。）は次のとおりであるので、同令第十八條第二項及び介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令（平成十一年厚生省令第九十一号）附則第二十四條の規定により公示する。

平成十二年三月三十日
 厚生大臣 丹羽 雄哉

○厚生省告示第百三十二号
 平成十二年三月三十日
 厚生大臣 丹羽 雄哉

○厚生省告示第百三十三号
 平成十二年三月三十日
 厚生大臣 丹羽 雄哉